

倫理規程(案)

日本離婚・再婚家族と子ども研究学会

本学会は、離婚・再婚家族への適切な支援のあり方を念頭におきながら、特に子どもの養育問題に着目し、子どもの意思への配慮及び利益の尊重と福祉の増進を目指して、これに関連する分野の学術的研究者や実務・実践に携わる者が協働して研究を推進し、もって社会に貢献することを目的としている。この目的を達成するのに、会員は、他の会員の研究ないし活動の自由を尊重することが、そして、学会を運営するに当たっては公正を保つことが必要になってくる。加えて、会員は、学術研究者、司法関係者、実務・実践に携わる者など多岐にわたっている上、それぞれの活動の場は、研究、教育、実務ないし実践などさまざまであるから、個々の事案で、会員同士が、利害が対立する当事者あるいはその関係者等(以下「当事者及びその関係者等」を単に「当事者等」と表記する)に分かれて支援することがあり、紛争が生ずる可能性すらある。このため、ここに、会員が遵守すべき倫理規程を定める。

第1条 目的

本学会は、学会規約第3条に掲げた目的の実現のために、この倫理規程を定める。会員は、この倫理規程を遵守し、上記目的の実現に向けて努めなければならない。

第2条 個人の尊重と公正の保持

会員は、研究ないし活動を行うに当たり、他の会員の発言ないし活動の自由を尊重し、また、本学会を運営するに当たり、公正を保つことに努めなければならない。

第3条 権利の尊重

会員は、他の会員の名誉・身体等を侵害してはならず、他の会員又は本学会の著作権その他の権利を侵害してはならない。また、本学会に損害を与え、本学会の名誉を傷つけてはならない。

第4条 個人情報の保護

会員は、研究の場で、事例等を提供するときは、関係者から了解を得ることに努め、仮に、了解が得られないとしても、事例等の内容に改変を加えるなどして、個人情報の保護に努めなければならない。

第5条 倫理委員会

本学会は、学会規約9条の除名事由の有無について調査させるため、倫理委員会を設ける。倫理委員会は、調査の結果を、書面で、理事会に報告しなければならない。倫理委員会の委員は、会長(会長に差し支えがあるときは副会長)が、会員の中から複数名を指名するものとする。その他、倫理委員会を実施するのに必要な事項は、理事会がこれを定める。

第6条 除名手続

理事会は、倫理委員会からの報告を受けて、会員の除名処分の要否について判断し、それを会長に報告する。ちなみに、理事会が、総会に対して除名処分を発議する場合には、決議に参加することができない者を除いた全ての理事の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第7条 改廃

この倫理規程の改廃は、総会において行なう。

附則

第1条 この倫理規程は、2020年6月27日から実施する。